

「専攻科の生徒への奨学のための給付金(通常給付)」対象者及び給付額等確認シート(家計急変者用)

申請者氏名

生徒等は、平成26年4月1日以降に専攻科の生徒への修学支援(授業料支援)の対象となる高等学校等専攻科に入学しましたか？

はい いいえ → 給付金に該当しません。

生徒等は、日本国籍ですか？

はい いいえ

生徒等は下記の条件いずれかに当てはまりますか？

①在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」のいずれかに該当する。
 ②在留資格が「定住者」で将来的に日本に永住する意思がある。
 ③在留資格が「家族滞在」で、日本の小中学校を卒業しており、将来的に日本での就労意思がある。

はい いいえ → <旧制度>の確認シートへ→

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当しますか？

はい いいえ

家計急変による経済的理由から、下記の条件①、②のいずれかに当てはまりますか？

①道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満に相当する世帯
 ②道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が264,500円未満に相当し扶養する子が3人以上いる世帯

はい いいえ → 給付金に該当しません。

上記の①、②どちらに合致しますか？(どちらにも合致する場合は①を優先)

① ②

ケース1

①【「非課税相当世帯」で、7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 52,100円が支給されます。

②【「非課税相当世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 52,100円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和9年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類1へ

ケース2

①【「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満相当の世帯」で7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 17,370円が支給されます。

②【「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満相当の世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 17,370円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和9年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類1へ

ケース3

①【「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が264,500円未満相当で扶養する子が3人以上いる世帯」で7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 13,030円が支給されます。

②【「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が264,500円未満相当で扶養する子が3人以上いる世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
⇒ 13,030円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和9年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

該当するケースに下配例のようにチェックしてください。

提出書類1(非課税相当世帯もしくは道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円未満相当の世帯の場合)

- 様式第1号 令和8年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】
※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- 様式第12号 在学証明書(7月1日以降発行)
- 様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- 委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
- 様式第14号 扶養誓約書
- 様式第15号 個人対象要件証明書
- 令和8年度課税証明書

提出書類2(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が264,500円未満相当で扶養する子が3人以上いる世帯の場合)

- 様式第1号 令和8年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】
※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- 様式第12号 在学証明書(7月1日以降発行)
- 様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- 委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
- 様式第14号 扶養誓約書
- 様式第15号 個人対象要件証明書
- 令和8年度課税証明書
- 扶養する子が3人以上いることを証する書類(市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など)

共通提出書類(対象生徒の住所、国籍、在留資格を確認するもの)

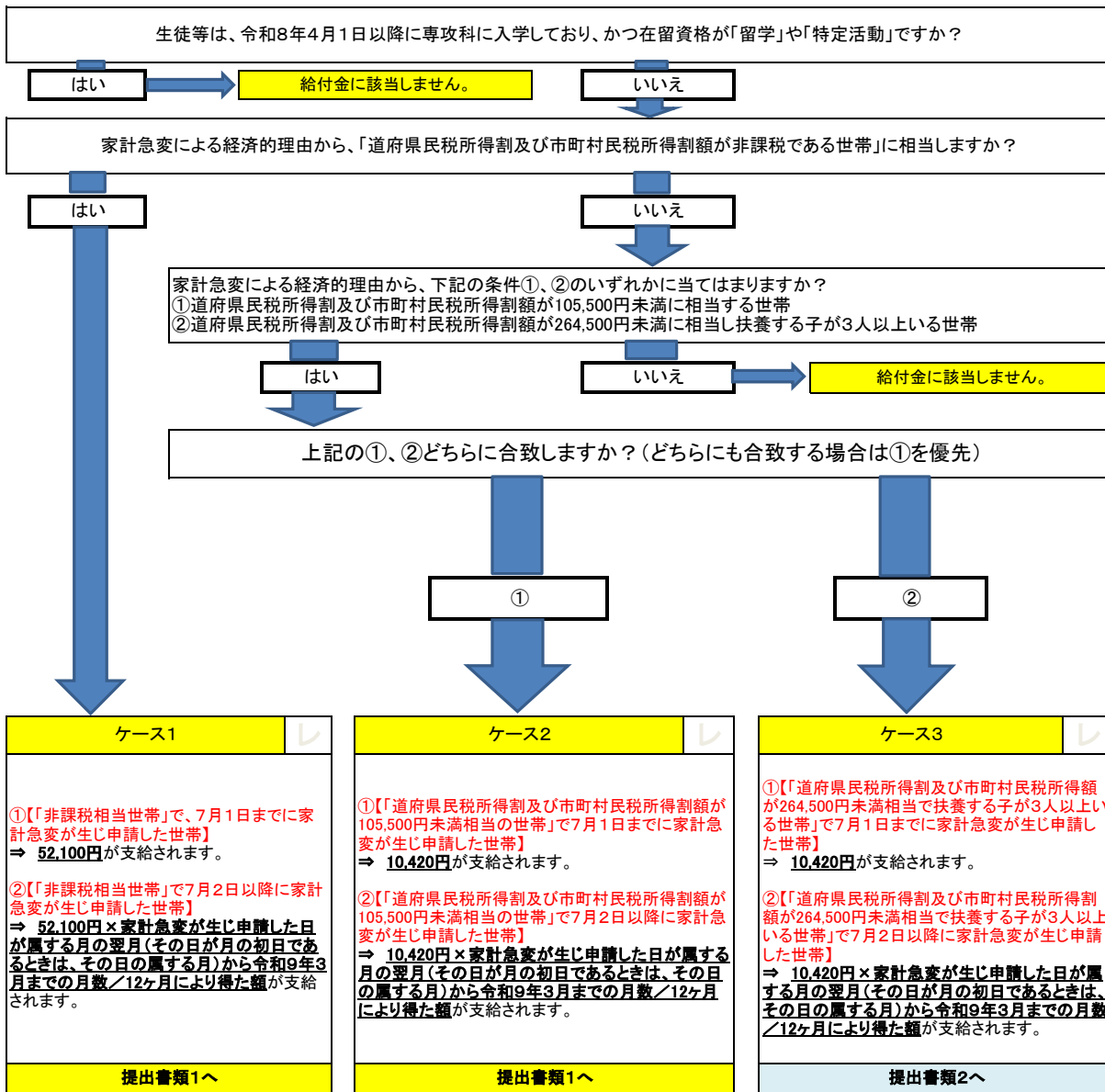
- 下記①～③のいずれか一つ
- 住民票の謄本又は抄本(原本、コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
※国籍が「日本国」以外の場合：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
 - 特別永住者証明書のコピー
 - 在留カードのコピー
- 加えて、在留資格が「家族滞在」の外国籍生徒については下記④、⑤の両方
- 日本国の小学校の卒業証書の写し又は学校の発行する卒業証明書
 - 日本国の中学校の卒業証書の写し又は学校の発行する卒業証明書

【留意事項】

- 令和8年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらか「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。

<旧制度>「専攻科の生徒への奨学のための給付金(通常給付)」対象者及び給付額等確認シート(家計急変者用)

申請者氏名 _____



該当するケースに下記例のようにチェックしてください。

- 提出書類1(非課税相当世帯もしくは道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円未満相当の世帯の場合)**
- ①様式第1号 令和8年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】
 - ※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
 - ②様式第12号 在学証明書(7月1日以降発行)
 - ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
 - ④委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
 - ⑤様式第14号 扶養誓約書
 - ⑥様式第15号 個人対象要件証明書
 - ⑦令和8年度課税証明書
 - ⑧住民票の謄本又は抄本(原本、コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
 - ※国籍が「日本国」以外の場合: 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
- 提出書類2(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が264,500円未満相当で扶養する子が3人以上いる世帯の場合)**
- ①様式第1号 令和8年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】
 - ※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
 - ②様式第12号 在学証明書(7月1日以降発行)
 - ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
 - ④委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
 - ⑤様式第14号 扶養誓約書
 - ⑥様式第15号 個人対象要件証明書
 - ⑦令和8年度課税証明書
 - ⑧住民票の謄本又は抄本(原本、コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
 - ※国籍が「日本国」以外の場合: 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
 - ⑨扶養する子が3人以上いることを証する書類(市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など)

- 【留意事項】**
- 令和8年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらか「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
 - 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
 - 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
 - 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。